

令和4年度システム導入促進講座企画運營業務委託プロポーザル実施要領

1 概要

- (1) 委託業務名
令和4年度システム導入促進講座企画運營業務
- (2) 業務内容
県内企業に対し、システム導入に係る講座を開催する。(詳細は別添仕様書のとおり)
- (3) 委託上限額
5,500千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (4) 契約予定期間
契約締結の日から令和5年1月31日(火)までとする。

2 参加資格に関する事項

本プロポーザルに応募できる事業者は、当該事業を的確・効果的に遂行する能力を有し、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続きを行っていない者
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者
- (6) 国税及び県税の滞納がない者
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者
- (8) 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しない者
- (9) 禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることなくなるまでの者に該当しない者
- (10) 公益財団法人わかやま産業振興財団(以下、「財団」という。)の要請に応じて、速やかに対応することが可能な者

3 スケジュール

- | | |
|-----------|-------------------|
| ・公募開始 | 令和4年4月7日(木) |
| ・質問受付期限 | 令和4年4月14日(木)17時まで |
| ・質問回答期日 | 令和4年4月18日(月)17時まで |
| ・参加申込書の提出 | 令和4年4月20日(水)17時まで |
| ・企画提案書の提出 | 令和4年4月25日(月)17時まで |
| ・選定委員会 | 令和4年5月11日(水) |

- ・選定結果の通知 選定委員会の翌日以降

4 質問及び回答について

プロポーザル参加にあたり質問事項がある場合は、質問票（様式1）を提出すること。

- (1) 質問期限：令和4年4月14日(木)17時まで
- (2) 提出方法：電子メールにより上記期限内に提出すること。
なお、質問期限を過ぎて提出された質問票は一切受け付けない。
電子メールの件名は「システム導入促進講座プロポーザルに関する質問」とすること。
- (3) 提出先：「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」あて
- (4) 回答：質問者に対し電子メールで令和4年4月18日(月)17時までに回答するとともに、必要に応じて財団ホームページ
(<https://yarukiouendan.or.jp>) において公開する。
なお、審査に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問等は受け付けない。

5 参加申込書の提出について

プロポーザルに参加する意志がある者は参加申込書（様式2）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和4年4月20日(水)17時まで
- (2) 提出方法：持参、郵送、FAX又は電子メール
 - ・直接持参の場合の受付時間は、土日・祝日を除く平日の9時～17時までとする。
 - ・郵送の場合は書留必着とする。
 - ・電子メールの件名は「システム導入促進講座プロポーザル参加申込み」とすること。
 - ・FAX又は電子メールの場合は、受領確認を財団テクノ振興部あてに電話で行うこと。
- (3) 提出先：「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」あて

6 企画提案書の提出について

- (1) 提出書類及び提出部数：

①企画提案書（任意様式） 5部（A4判）

別添仕様書記載の委託業務の内容に関する以下（ア）から（エ）について記載すること。また、本業務についての独自の提案があれば併せて記載すること。

（ア）講座内容

本委託業務の目的を達成するために効果的と考える講座カリキュラム、テーマ、講座回数等

（イ）自社の強み

本業務の実施にあたり、自社の持つ知識・経験や専門性、技術力等の強みについて及び類似業務の受注実績等

（ウ）集客方法等

講座への集客のために実施する告知、広報の方法等

(エ) 事業実施体制

業務の実施人員体制

- ②提案者の概要がわかるもの（会社案内等） 5部
- ③事業の実施に直接必要となる経費について、積算内容を記載した見積書（任意様式）
正本 1部 副本 4部

なお、積算内容は詳細かつ具体的に記載する（一式という書き方はしないこと）とともに、消費税及び地方消費税額を記載すること。

- ④県税、消費税及び地方消費税の納税証明書 各1部

県税については、県税に未納がないことの証明書（和歌山県内に本店又は支店を有しないものは提出不要）

消費税及び地方消費税については、国税（消費税及び地方消費税）に未納がないことの証明書

どちらも発行後3か月以内の証明であること。

(2) 提出期限：令和4年4月25日(月)17時まで（必着）

(3) 提出先：「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」あて

(4) 提出方法：持参又は郵送により上記期限内に提出すること。

ただし、①企画提案書のみ電子メールでも提出すること。電子メールの件名は「システム導入促進講座プロポーザル企画提案書」とすること。

なお、期限を過ぎて提出された企画提案書は一切受け付けない。

(5) その他

ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。

イ 提案のあった企画提案書等は返却しない。

ウ 一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

7 企画審査

(1) 審査方法

企画提案書及び20分程度のプレゼンテーション（質疑応答含む。）により、システム導入促進講座企画運営業務委託事業者選定委員会の委員が、審査項目に基づき、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、契約候補者を選定する。

(2) 選定委員会

ア 開催日時 令和4年5月11日(水) 時間未定

(開催時間は、応募事業者に後日通知する。)

イ 開催場所 フォルテワジマ3階フュージョンミュージアム 多目的ホール

(和歌山市本町二丁目1番地)

ウ 企画提案の所要時間（1事業者あたり）

プレゼンテーション 約10分間

選定委員からの質疑 約10分間

エ 注意事項

- ①プレゼンテーションの順番は原則として企画提案書の受付順とする。

- ②プレゼンテーション参加人数は、1事業者あたり3名までとする。
 - ③パソコン、プロジェクター等の機材は使用できない。プレゼンテーションは予め提出した企画提案書類に基づいて実施すること。
 - ④提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
 - ⑤指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。
- (3) 審査項目及び評価内容
- 提案する事業内容について、提案書評価基準に基づき数値(得点)で評価し、契約候補者を選定する。
- なお、選定委員会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。
- (4) 契約候補者の選定について
- 各選定委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った提案者のうち評価点の合計が最も高い提案者1者を契約候補者として選定する。
- なお、提案者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、各選定委員の評価点の合計が満点の6割以上に達している場合に限り、当該提案者を契約候補者に選定する。
- また、評価点と同点の場合は、選定委員による多数決により決定するものとする。
- (5) 審査結果の通知
- 審査結果は、選定委員会の翌日以降に提案者に文書にて通知する。
- (6) 審査結果の公表方法及び内容
- 審査結果は、選定委員会の翌日以降に財団のホームページにて次の内容を公表する。
- ア 企画提案者数
 - イ 契約候補者の名称
 - ウ 契約候補者の選定理由
- (7) その他
- ア 参加申込書提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。
また、該当する者が契約候補者として選定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。
 - イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに財団まで連絡するとともに、書面により届け出ること。
 - ウ 契約候補者は、本件業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、財団と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

8 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある

- (1) 「2 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(5) 提案者に次の行為があった場合

- ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
- エ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

9 契約の締結

選定した契約候補者と財団は、企画提案の内容をもとに、協議のうえ仕様書の内容等を確定し契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において、次点の候補者と協議する。

10 その他

- (1) 選定された場合には財団と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 企画提案書に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案書提出者が負うこと。
- (3) 複数の提案書の提出はできない。

11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

公益財団法人わかやま産業振興財団 テクノ振興部

担当：村田、神浪(かみ)

〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階

電話：073-432-5122 (直通)

FAX：073-432-3314

Email：digital@yarukiouendan.jp